

資 料 編

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 2 世界人権宣言
- 3 宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項
- 4 用語解説

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を

講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。
右決議する。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

2 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わ

ず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用

される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階において

は、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項

(目的)

第1条 宇治市の人権教育、人権啓発を推進するための基本的指針として平成12年3月に策定した「人権教育のための国連10年宇治市行動計画」が平成16年12月を以って終了したが、依然として同和問題や女性問題をはじめ様々な人権問題が存在している現状から、真に人権が尊重される社会の実現に向けて、引き続き、関係部局の緊密な連携のもと人権教育、人権啓発を総合的かつ計画的に推進するため「宇治市人権教育・啓発推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議し決定する。

- (1) 宇治市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育、人権啓発の推進に関すること。
- (2) その他人権教育、人権啓発の推進に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、特別本部員及び本部員を以って組織する。

- 2 本部長は、市長を以って充てる。
- 3 副本部長は、副市長を以って充てる。
- 4 特別本部員は、教育長を以って充てる。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者を以って充てる。

(運営)

第4条 本部長は、本部の会議を招集しこれを総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは本部長を代理する。
- 3 特別本部員は、本部長及び副本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置き、具体事務を処理する。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者を以って充てる。
- 3 幹事会は、市民環境部人権啓発課長が招集しこれを総括する。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、市民環境部人権啓発課に置く。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成18年2月6日から施行する。
(以下略)

別表第1

市長公室長、危機管理監、政策経営部長、
総務部長、市民環境部長、市民環境部担当部長、
福祉子ども部長、健康長寿部長、建設部長、
都市整備部長、理事、議会事務局長、
教育部長、消防長、上下水道部長

別表第2

市長公室	秘書広報課長、人事課長
政策経営部	政策推進課長
総務部	総務課長
市民環境部	文化自治振興課長、市民課長、商工観光課長、 人権啓発課長、男女共同参画課長
福祉子ども部	地域福祉課長、生活支援課長、 障害福祉課長、子ども福祉課長、 保育支援課長
健康長寿部	保健推進課長、健康生きがい課長、 介護保険課長
建設部	建設総務課長
都市整備部	公園緑地課長
教育部	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、 一貫教育課長、教育支援課長
消防本部	消防総務課長
上下水道部	水道総務課長

4 用語解説

あ行

■ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年（平成7年）12月に加入している。

■ インフォームドコンセント

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得ること。

■ 宇治市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、宇治市において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年（平成26年）11月に策定した。

■ 宇治市個人情報保護条例

個人情報の適正な取り扱いの確保を図り、市民のプライバシーその他個人の権利利益を保護するための条例。市が持っている自分の情報を確認したり、誤りの訂正を求めたりする権利を具体的に定めるとともに、民間での個人情報の保護責務を明らかにするなど、制度に必要なルールを定めたもの。

■ 宇治市子ども・子育て支援事業計画

「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として、2015年（平成27年）3月に策定した計画。これまでの「宇治市児童育成計画」の理念を引き継ぐとともに、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として位置付けており、「次代（あす）を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち宇治」を基本理念とし、5つの基本目標を掲げて、施策や取り組みを推進していくこととしている。

■ 宇治市障害者福祉基本計画（第2期計画）

障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画。本市では、1999年（平成11年）3月に、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とする第1期宇治市障害者福祉基本計画を策定し、2012年（平成24年）には、その基本理念を受け継ぐ第2期宇治市障害者福祉基本計画を策定した。なお、第2期計画では「基本的人権の尊重と社会参加の機会確保、ユニバーサルデザインのまちづくり」、「差別の禁止と必要かつ

合理的な配慮による社会的障壁の除去」、「市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現」を基本方針としている。

■宇治市男女生き生きまちづくり条例

市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができる、男女共同参画のまちづくりを目指し、地域の特性に応じた男女共同参画施策を実施するための根拠となる事項を定めたものの。

■宇治市男女共同参画計画（第3次U J I あさぎりプラン）

2004年（平成16年）12月に制定した「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の趣旨を受け、今後の本市における男女共同参画を目指す施策の行動指針を確立するとともに、1995年（平成7年）に制定した「宇治市女性施策推進プラン ～U J I あさぎりプラン～」の後継プランとなるもので、2005年（平成17年）に第2次U J I あさぎりプランを、2011年（平成23年）には第3次U J I あさぎりプランを策定した。2016年（平成28年）には、第4次U J I あさぎりプランが策定される。

■宇治市男女共同参画支援センター

男女共同参画社会の形成を目的にさまざまな分野での多様な女性の生き方や社会参画の支援や、各種講座の開催、女性のための相談、男性のための相談、情報提供、市民活動支援等を行う施設。

■エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。H I Vに感染し（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

■H I V

ヒト免疫不全ウイルスのこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうち等の血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

■SNS

ソーシャルネットワークサービスの略で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

■NPO

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動

促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行されている。

か行

■ 介護保険

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000年（平成12年）から実施されている。

■ 学習指導要領

学校教育法等に基づいて定める、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

■ 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

■ 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

■ 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

■ 国際高齢者年

「高齢者のための国連原則」（高齢者の自立、参加、ケア、自己実現および尊厳の実現）の普及・促進等のために国連が設定した年、1999年（平成11年）。

■ 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発点の年として位置づけられるもの。

■国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関（WHO）専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は、「疾病、傷害及び死因国際統計分類提要」という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

■国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年、1979年（昭和54年）。

■国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

■国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。

■国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1975年（昭和50年）。

■国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

■戸籍謄本等の大量不正取得事案

2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになり、本市においても確認されている。事件関係者は、不正取得の目的の多くは身元調査だったと裁判で証言している。

本市では、2014年（平成26年）6月より、宇治市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施している。この制度は、関係法に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録したものに対して、その交付の事実を通知するもの。

■子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「質の高い幼児期の

学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として、2015年（平成27年）4月から施行された。

■子どもの貧困対策

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとして、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月に国において「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されたもの。

対策は、国、地方公共団体、民間の企業、団体等がネットワークを構築し、総合的に推進するものとされている。

■婚外子（嫡出でない子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

さ行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。

■児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、国際人権規約において定められている権利を児童についても広げる形で、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

■障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害ある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害ある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

■情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道徳。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないように身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

■人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の人権関係諸条約の締結国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

■人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

■人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を内閣に設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定した。

■人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を、人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

■人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

■人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

■ストーカー（行為）

つきまといなど（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等、法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

■成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が契約締結や費用支払い等の財産管理、施設や介護サービスの選択等について契約等の法律行為を行うのが困難な場合に、後見人等を選任することにより、これらの人を不利益から守る制度。

■世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

■世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

■世界保健機関（WHO）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人々の目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男性に対するものも対象とし、その指針では、異性だけでなく同性に対するものも含まれると明示している。

た行

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■地域改善対策協議会

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

■超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といい、世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）をいう。

■同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

な行

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

■パワー・ハラスメント

職場内の人間関係において発生する、いじめや嫌がらせ。上司が部下に対して行うものや、高い職能をもつ者がそうでない者に対して行うものなど。

■犯罪被害給付制度

この制度は、通り魔殺人事件等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族、身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者及び障害が残った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもの。

■ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

■ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

■フィルタリング

主にインターネット上にある特定のウェブサイトや迷惑メールなどを選別したり、閲覧に制限をかけたりする仕組みのこと。特に、未成年が有害な情報にアクセスできないようにするためなどに用いられている。

■プロバイダー等

プロバイダー責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダーだけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制対象とされている。

■ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍等の属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為等と説明される。ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいままでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良

県の水平社博物館前において行われたものがある。

■北京宣言

1995年（平成7年）9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のもとに開かれてきた会議）では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権等の分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択された。

ま行

■マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格等の不利益な取り扱いを受けること。

■メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

や行

■ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者・子ども・妊産婦等、すべての人が使いやすい製品、住みやすい環境をつくりだそうという考え方。

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの。児童福祉法の改正により、2008年（平成20年）から任意協議会であった「宇治市児童虐待防止ネットワーク会議」から、法律に位置付けられた「宇治市要保護児童対策地域協議会」へと組織を移行した。

ら行

■ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

■隣保館

同和問題の解決をはじめ、人権が尊重される豊かな社会の実現に資するため、福祉の向上及び人権啓発に関する住民交流の拠点として、相談事業や地域交流事業、地域福祉事業など各種事業を行うことを目的として設置されており、本市ではコミュニティワークうじ館・こはた館の2か所を設置している。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

宇治市第2次人権教育・啓発推進計画

2016年（平成28年）3月

発行 宇治市市民環境部人権啓発課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774-22-3141（代）